

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者様に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者様又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類など資産管理を主とする預かり
- ③ 利用者様又はそのご家族等からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者様の同居家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ⑤ 利用者様の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者様の居宅での飲酒、喫煙
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急でやむを得ない場合を除く）
- ⑧ 利用者様又はその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(5) サービスの縮小、又は一時停止

- ① 利用者様が医療機関へ入院した場合
- ② 自然災害により、事業所が通常のサービス提供が難しいと判断した場合
- ③ その他、非常事態が発生した場合

(6) サービスの終了

- ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに担当の介護支援専門員へお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス及び契約を終了いたします。
ア 利用者様が介護保険施設に入所した場合
イ 利用者様の要介護認定区分が非該当（自立）、事業対象、要支援と認定された場合
ウ 利用者様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者様は担当の介護支援専門員へ解約の意向を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

6 合鍵の管理及び紛失時の対処方法

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたり、利用者から合鍵を預かることは原則的に行いません。やむを得ず合鍵を預かる必要性が生じた際は、書面によりその取扱い方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。